

補助申請の流れ



補助事業は、区分1つにつき原則年度中1回限りです。補助の要件等がありますので、交付申請前に各担当課にご相談ください。

申請書は各担当課にあります。また、市公式ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/4/kaseikahojuo.html>



生活基盤用水路改修

(実施例)

補助額 **37万5千円**



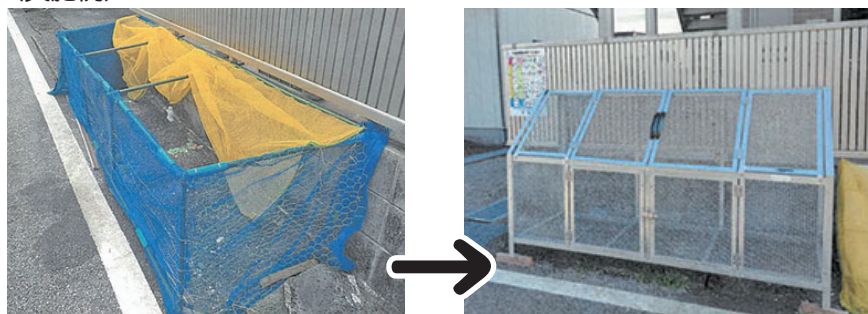
栄町1自治会(土佐山田町)では、生活用水路の改修に補助金を活用しました。

- ◆全体経費 596,904円
- ◆生活基盤整備(請負)事業(補助率75%以内)
- ※補助金上限375,000円

ゴミステーションの購入

(実施例)

補助額 **19万1千円**



新田自治会(香北町)では、ゴミステーションの購入に補助金を活用しました。

- ◆全体経費 191,400円
- ◆生活基盤整備(備品購入)事業(補助率100%以内)
- ※補助金上限250,000円



■問い合わせ先

- 定住推進課まちづくり班
☎53-1061
- 農林課農政班
☎53-1062
- 香北支所市民生活班
☎52-9285
- 香北支所地域振興班
☎52-9286
- 物部支所地域振興班
☎52-9289

みんなで
築く
まちづくり

香美市地域活性化 総合補助金

自治会などを応援するための補助制度です

〈自治会・市民団体等向け〉

自治会等が集落で、地域の振興、福祉の向上、コミュニティの活性化を図るために実施するソフト・ハード事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆地域活動

【対象】美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・伝承活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流促進につながる事業、地域の活性化につながる事業

【補助率】補助対象経費の80%以内

【補助限度額】50万円

◆集会所整備

【対象】新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入

【補助率】

新築：補助対象経費の80%以内

新築以外：補助対象経費の75%以内

【補助限度額】事業内容により異なるため、お問い合わせください。

◆生活基盤整備

①請負(工事を発注する場合)

【対象】生活道・排水路の他、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する工事

【補助率】補助対象経費の75%以内

【補助限度額】37万5千円

②直営(自治会等が自ら作業する場合)

【対象】生活道・排水路の他、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

【補助限度額】25万円

③備品購入

【対象】集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する備品購入費

【補助率】補助対象経費の100%以内

【補助限度額】25万円

◆給水施設整備

①請負

【対象】給水施設・水源管理道の整備工事

【補助率】補助対象経費の90%以内

【補助限度額】50万円

②直営

【対象】給水施設・水源管理道の整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

【補助限度額】25万円

◆農業用施設整備

①請負

【対象】耕作道、農業用排水路等の整備に関する工事

【補助率】補助対象経費の70%以内

【補助限度額】35万円

②直営

【対象】耕作道、農業用排水路等の整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

【補助限度額】10万円

〈農業者団体向け〉

営農分野のソフト・ハード(小規模の施設整備)事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆新規種苗導入(ゆず)

【対象】ゆず苗木の新植

【補助率】補助対象経費の50%以内

【補助限度額】苗木1本あたり500円

【条件】ゆず苗木導入1カ所あたり30本以上の新植であること/植栽本数は10ヶ所あたり70本以上100本未満であること など

【お知らせ】『農業用施設整備』は、令和4年度から、中山間直払、多面的機能支払交付金エリア内でも事業を実施することができます。